社会福祉法人　豊寿会

次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　７年　４月　１日～令和１０年　３月31 日までの　３年間

２．内　　容

目標１：年次有給休暇付与日数が 10 日以上の職員を対象に、取得日数を付与日数の平均 70%以上とする。（5 年度実績 62%）

＜取組内容とその実施時期＞

●令和７年１０月　年次有給休暇の取得率の把握、取得を奨励する。

●令和８年　５月　年次有給休暇の取得率の低い職員へ個別に呼びかける。

●令和９年　４月　進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直し検討を行う。

●毎年　　５月　前年度の取得状況をとりまとめる。

目標２：男性の育児休業または子の看護休暇取得者を当該年度対象者の合計 40%以上とする。

＜取組内容とその実施時期＞

●令和７年　４月　「子の看護等休暇の見直し」と「育児のための所定労働の制限の対象拡大」のため関係規則を改正し、職員へ周知する。

●令和８年　５月　前年度の取得がない、または低い職員へ再度制度の周知をし、取得に努める。

●令和９年　４月　進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直し検討を行う。

目標３：職員の月平均残業時間を前年度比 10%削減する。

＜取組内容とその実施時期＞

●令和７年　４月　残業時間数を施設ごとに把握し、施設内における業務の適正・合理化を図り、残業時間数の削減に取り組む。

●令和８年　３月　残業時間が多い傾向のある職員には所属長等の面談を行うなど、改善に努める

●令和８年　５月　前年度の残業時間を鑑み、課題把握に努め、改善を図る。

女性の活躍に関する情報公表（令和７年３月 21 日現在）

１．採用した労働者に占める女性割合　66.9%

２．管理職に占める女性労働者の割合　42.9%